

入 札 説 明 書

案件名 R7吉土 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬処分業務

- I 入札説明書
- II 提出書類一覧表
- III 入札書・委任状
- IV 仕様書に関する質問書
- V 契約書(案)

I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

- (1) 委託する業務
R7吉土 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬処分業務
- (2) 処理を委託しようとする産業廃棄物の種類、数量、性状等
R7吉土 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬処分業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。
- (3) 契約締結予定年月日
令和7年11月6日
- (4) 契約期間
令和7年11月6日から令和8年3月26日まで
- (5) 処理を委託しようとする産業廃棄物の収集場所
仕様書のとおり。

2 入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

- (1) 必要な資格
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
 - ② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者
 - ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の4の4第1項の認定を受けた者(当該認定の内容が、この委託業務の全てを処理できるものに限る。)
 - ④ 業務仕様書に示した委託業務を処理できることを証明し、入札参加を申し込む書類(以下「応札仕様書等」という。)を県の指定する様式により、5に示す提出期限までに提出場所へ提出し、審査の結果「適合」と認められた者
 - ⑤ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者
 - ⑥ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者
 - ⑦ 本件に係る入札公告のホームページからのダウンロードにより、又は3に示した交付場所において、入札説明書及び業務仕様書の交付を受けた者
 - ⑧ 次のいずれにも該当しない者
 - (ア) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者(手続中である者を含む。)
 - (イ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者(手続中である者を含む。)
 - (ウ) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者(手続中である者を含む。)

(2) 資格審査の申請の方法

2の(1)の②において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書(様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。)に必要書類を添付して入札の1週間前までに下記に示す提出場所へ提出しなければならない。(申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。)

なお、上記の期限までに申請を行った場合でも、申請書類に不備がある場合は、この入札公告に係る入札参加に必要な資格が、与えられないことがある。

また、資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

参加資格申請書の提出場所

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階

徳島県企画総務部管財課 調度担当

電話 088-621-2067

ファクシミリ 088-621-2828

電子メールアドレス kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

3 入札説明書及び仕様書の交付場所について

入札公告のホームページ記事に添付している電子データによるほか、この入札への参加を検討される方には、下記の場所で紙に印刷したものをお渡しします。
お渡しする書類の内容は、入札公告のホームページに添付しているものと同じです。

所在地 徳島県吉野川市川島町宮島736-1
所属名 徳島県東部県土整備局＜吉野川＞ 総務担当
電話 0883-26-3711
ファクシミリ 0883-26-3992
電子メールアドレス toubu_ks_y@pref.tokushima.lg.jp

4 問合せ等について

(1)この入札について(仕様内容に関するものを除く)の問合せ先

徳島県吉野川市川島町宮島736-1
徳島県東部県土整備局＜吉野川＞ 総務担当
電話番号 0883-26-3711
ファクシミリ番号 0883-26-3992
電子メールアドレス toubu_ks_y@pref.tokushima.lg.jp

(2)仕様内容についての問合せ先

徳島県吉野川市川島町宮島736-1
徳島県東部県土整備局＜吉野川＞ 道路担当
電話番号 0883-26-3749
ファクシミリ番号 0883-26-3992
電子メールアドレス toubu_ks_y@pref.tokushima.lg.jp

(3)問合せについての受付期間

問合せについては、ファクシミリ及び電子メールによるものとする。
ファクシミリについては別紙「IV仕様書に関する質問書」を使用して問合せを行うこと。
なお、期間についてはおおむね応札仕様書等の提出期限の3日前までとする。これ以降の問合せについては回答できない場合がある。

(4)問合せの回答

問合せの回答については、令和7年10月28日(火曜日)午後5時までにファクシミリ又は電子メールにより回答する。

5 応札仕様書等について

(1)本件入札に参加しようとする者は、応札仕様書等を県の指定する様式により、提出期限までに提出場所へ持参しなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書等を提出したものに限り、入札落札決定の対象とする。なお、県から応札仕様書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2)応札仕様書等の提出期限、提出場所及び方法

①提出期限

令和7年10月29日(水曜日) 午後5時

②提出場所

所在地 徳島県吉野川市川島町宮島736-1
(郵便番号779-3304)

所属名 徳島県東部県土整備局＜吉野川＞ 総務担当

③提出方法

持参又は郵送(書留(一般書留又は簡易書留)に限る。)

※ 郵送の場合は、封筒の表面に「R7吉土 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬処分業務応札仕様書」と朱書きしてください。

※ 郵送の場合も、提出期限は、令和7年10月29日(水曜日)午後5時(必着)です。

(3) 不適合の場合

応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した業務を処理することができると認められない場合は、その旨と理由を記載した書面により当該応札仕様書等の提出者に通知する。この場合において、提出された応札仕様書等は返却しない。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札執行の日時及び場所

① 日時

令和7年11月5日(水曜日) 午後2時

※ 郵送の場合の入札書の提出期限は、入札日の前業務日の令和7年11月4日(火曜日)午後5時(必着)とします。

② 場所

所在地 徳島県吉野川市川島町宮島736-1

所属名 徳島県東部県土整備局<吉野川> 2階 入札室

③ 入札書の提出方法

持参又は郵送(書留(一般書留又は簡易書留)に限る。)

【郵送による場合】

(ア) 入札回数は、2回を限度とするため、郵送により入札書を提出する場合は、1回目及び2回目の入札書をあらかじめ作成し、提出すること(1回目のみ提出した場合は、2回目の入札は、辞退したものとして取り扱わせていただきます。)

(イ) 2通の入札書は、それぞれ別の封筒(内封筒)に入れ、封筒の表面に「令和7年11月5日 入札R7吉土 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬処分業務」と記載するとともに、何回目であるかを記載すること。

(ウ) 入札書を入れた封筒(内封筒)は、のり付けにより封をすること。

(エ) 2通の封筒(内封筒)をまとめて別の封筒(外封筒)に入れ、封筒の表面に「R7吉土 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬処分業務」と朱書きして郵送すること。

提出先

所在地 徳島県吉野川市川島町宮島736-1

(郵便番号779-3304)

所属名 徳島県東部県土整備局<吉野川> 総務担当

(オ) 郵送の場合の入札書の提出期限は、入札日の前業務日の令和7年11月4日(火曜日)午後5時(必着)とします(上記①再掲)

(2) 入札の方法等

① 入札の方法

「R7吉土 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬処分業務」の総価で行う。

② 入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

ア 入札書には、入札金額、業務名、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)を記載しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、ボールペン、万年筆その他の消去できない筆記具等で明確に記載すること(鉛筆、消せるボールペン等、容易に改ざんできる筆記具等で作成したものは、無効とします。)

ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

「入札金額」は、「R7吉土 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬処分業務」の総価を記載すること。

代金の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 「業務名」は、「R7吉土 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬処分業務」と、明確に記載すること。

オ 入札参加者は、業務の内容、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

カ「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

(ア) 入札参加者は、住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)を記載すること。

(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)並びに代理人の住所、氏名を記載すること。

キ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

※入札書又は委任状の原稿を電子データ(エクセル形式)で作成される場合は、入札公告のホームページ記事に添付している「様式集」中のものをお使いいただけます。

③再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

また、再度入札を行う場合においては、第1回目の入札前に提出した応札仕様書等証明書類の変更をしてはならない。

(3)入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

①2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札

②記名のない入札

③入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札

ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。

イ 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの。

ウ「入札物件」で物件名及び数量(数量については、特に指定した場合を除く)の記載のないもの又は記載を誤ったもの。

エ「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。

④同一事項に対してした2通以上の入札

⑤他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

⑥代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

⑦前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(4)開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(5)落札

有効な入札書を提出し、かつ5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物品等を納入できると認めたものであって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項

契約書(案)によることとする。

(3) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

徳島県吉野川市川島町宮島736-1

徳島県東部県土整備局＜吉野川＞ 総務担当

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) その他

落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。

落札者が、落札後に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。また、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

8 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、別紙「提出書類一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できません。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。

Ⅱ 提出書類一覧表

1 応札仕様書等提出時

(1) 応札仕様書(別添様式による) 1通

応札仕様書等には「入札参加者の住所及び氏名(法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)」を記入すること。

※ 応札仕様書の原稿を電子データ(エクセル形式)で作成される場合は、この入札公告ホームページに添付している「様式集」中のものをお使いいただけます。

(2) 次の証明書類(この委託業務の処理に必要な許可等を有することを証明するものに限る。)

各1通

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の4の4第1項の認定(PCB廃棄物に係るもの)に係る認定証の写し

イ 最終処分場が確保されていることを証する書類の写し

※ 郵送による提出方法については、入札説明書の5の(2)をご確認ください。

※ 徳島県において以上の提出書類を確認した結果、応札予定者に対し、必要に応じその他の書類の提出を求める場合があることをご承知おきください。

2 入札書提出時

(1) 入札書 1通

入札書は、封筒に入れて持参すること。

なお、入札直前に入札参加者による入札書の記載内容の確認を行うので、封筒に封をせずに持参すること。

(2) 委任状(代理人が入札する場合) 1通

※ 入札書又は委任状の原稿を電子データ(エクセル形式)で作成される場合は、この入札公告ホームページに添付している「様式集」中のものをお使いいただけます。

※ 郵送による提出方法については、入札説明書の6の(1)をご確認ください。

3 再入札時

入札書及び封筒の予備 1通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えてください。

なお、再入札直前に入札参加者による入札書の記載内容の確認を行うので、封筒に封をせずに持参すること。

※ 郵送による提出の場合は、のり付けにより、入札書を入れた封筒(内封筒)の封をしてください。

業 務 仕 様 書 に 関 す る 質 問 書

令和7年 月 日

業務名： R7吉土 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬処分業務

商号又は名称

連絡先

ファクシミリ

E-mail

質 問 項 目	
内 容	

R7吉土 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬処分業務
応札仕様書

徳島県東部県土整備局長 殿

住所

氏名

印

〔 法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地
及び名称並びに代表者の職名及び氏名 〕

※ この応札仕様書が、2枚以上にわたるときは、各葉間に上記の印で割印をする。

担当者名

連絡先電話番号

ファクシミリ

電子メールアドレス

@

次のとおり応札します。
なお、当社は、入札説明書に定められた入札参加者に必要な資格を全て満たすものであることを宣誓します。

1 業務名

R7吉土 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬処分業務

2 応札者の資格等に関する情報

徳島県の物品の購入等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加資格（該当するものを○で囲む。）			あ る ・ 申請中
産業廃棄物の処理に係る事業範囲	特別管理産業廃棄物の無害化処理に係る認定	認定大臣	環境大臣
		事業の範囲（産業廃棄物の種類等）	別添認定証の写しに記載のとおり。
		認定の条件	
		認定番号	

3 当該産業廃棄物に係る処分及び最終処分の場所、方法等

(1) 処分

事業場の名称	
所在地	
処分の方法	
施設の処理能力	

排出場所から上記の処分事業場に運搬するまでの間における積替え又は保管の有無
（該当するものを○で囲む。）

有（積替え・保管の許可を受けている事業者に限る。） ・ 無

（「有」の場合）

積替え場所の所在地		
保管	保管場所所在地	
	保管できる廃棄物の種類及び保管上限	

(2) 最終処分

事業場の名称	
所在地	
処分の方法	
施設の処理能力	

4 入札案件に係る委託料の見積り

※ 入札書に記載する入札金額は、ここに記載する見積金額を基礎として、別途算定するものとします。

見積金額

内 訳				金 額		
収集運搬に係る料金(全行程一式)				円	・・・ a	
廃棄物等の処 分に係る料金	容器 (ドラム缶)		ドラム缶 1本あたり 処 分 料 金	円		
			× 本数 126 本 =	円	・・・ b	
			処分(中間処理)後に残る 有 価 物 の 評 価 額		円	・・・ c
			差 引		円	・・・ d=b-c
	PCB廃棄物 (容器を含まず)		塗膜くず	1 kg 当たり 処 分 料 金	円	
				× 重量 10,974 kg =	円	・・・ e
			使用済み 防護服等	1 kg 当たり 処 分 料 金	円	
				× 重量 3,648 kg =	円	・・・ f
		小 計	14,622 kg	円	・・・ g=e+f	
廃棄物等の処分に係る料金計				円	・・・ h=d+g	
総計(税抜き)				円	・・・ i=a+h	
上記に係る消費税及び地方消費税の額(円未満端数切捨て)				円	・・・ j=i×10%	
総計(税込み)				円	・・・ i+j	

見積金額に占める PCB廃棄物(容器 を含まず)処理料 金の割合(税抜き 金額で算出)			% (小数点以下第二位四捨五入)	… R=g÷i
	内 訳	塗膜くず	% (小数点以下第二位四捨五入)	… r1=e÷i
		使用済み 防護服等	% (小数点以下第二位四捨五入)	… r2=f÷i

(注) 中間処理後に残った金属類その他の有価物は、受託者に帰属するため、処分に係る料金は、予め見込まれる有価物(無害化後の容器)の評価額を差し引いた金額(上記d)とし、契約締結後において評価額の見直しに伴う契約金額の変更は、行わないこととする。

本件の委託契約の締結後、上記のPCB廃棄物(容器を含まず。)の重量が、上記の重量と異なることを、委託者、受託者の両者で確認したときは、委託契約の変更により委託料の額を改めるものとし、その場合、変更後の委託料の額は、次の計算式により定めるものとすることを承諾します。

(計算式1)「塗膜くず」と「使用済み防護服等」の各処分料金単価が、異なる場合

$X = (\text{①} - Y + y1 \times \text{②} \div \text{③} + y2 \times \text{④} \div \text{⑤} (\text{円未満端数四捨五入})) \times 110 / 100$ (消費税及び地方消費税相当額を加算、円未満端数切捨て)

(計算式2)「塗膜くず」と「使用済み防護服等」の各処分料金単価が、同じ場合

$X = (\text{①} - Y + Y \times \text{⑥} \div \text{⑦} (\text{円未満端数四捨五入})) \times 110 / 100$ (消費税及び地方消費税相当額を加算、円未満端数切捨て)

(記号の定義)

- ①: この入札の結果締結した契約書の第4条第1項の委託料の額(税抜き)
- ②: 訂正後のPCB廃棄物(塗膜くず)重量(kg、小数点以下切捨て)
- ③: 訂正前のPCB廃棄物(塗膜くず)重量(上記のeの欄に記載した重量) 10,974 kg
- ④: 訂正後のPCB廃棄物(使用済み防護服等)重量(kg、小数点以下切捨て)
- ⑤: 訂正前のPCB廃棄物(使用済み防護服等)重量(上記のfの欄に記載した重量) 3,648 kg
- ⑥: 訂正後のPCB廃棄物(容器を含まず)総重量(kg、小数点以下切捨て)
- ⑦: 訂正前のPCB廃棄物(容器を含まず)総重量(上記のgの欄に記載した重量) 14,622 kg

X: 変更後の委託料の額(税込み)

R: 応札仕様書に記載した見積金額に占めるPCB廃棄物(容器を含まず)に係る処理料金総額の割合(％、小数点以下第二位四捨五入、上記のRのとおり。)

r1: 応札仕様書に記載した見積金額に占めるPCB廃棄物(塗膜くず)に係る処理料金の割合(％、小数点以下第二位四捨五入、上記のr1のとおり。)

r2: 応札仕様書に記載した見積金額に占めるPCB廃棄物(使用済み防護服等)に係る処理料金の割合(％、小数点以下第二位四捨五入、上記のr2のとおり。)

Y: ①のうちPCB廃棄物(容器を含まず)に係る処理料金総額として、次の計算式により求められる金額(計算式)

$Y = \text{①} \times R (\text{円未満端数四捨五入})$

y1: ①のうちPCB廃棄物(塗膜くず)に係る処理料金として、次の計算式により求められる金額(計算式)

$y1 = \text{①} \times r1 (\text{円未満端数四捨五入})$

y2: ①のうちPCB廃棄物(使用済み防護服等)に係る処理料金として、次の計算式により求められる金額(計算式)

$y2 = \text{①} \times r2 (\text{円未満端数四捨五入})$

5 添付書類(この委託業務の処理に必要な許可等を有することを証明するものに限る。)

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の4の4第1項の認定(PCB廃棄物に係るもの)に係る認定証の写し
- (2) 最終処分場が確保されていることを証する書類の写し

※ 徳島県においてこの応札仕様書及び上記の添付書類を確認した結果、応札予定者に対し、必要に応じその他の書類の提出を求める場合があります。

徳島県 事務局記載欄	
判 定	可 ・ 不 可

注: 提出者は、判定欄に記入しないこと。

入札書

1 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

2 業務名 R7吉土 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬処分業務

3 入札保証金 免除

上記の金額で受託したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和7年11月5日

入札者 住 所
商号又は名称
代 表 者 名

徳島県東部県土整備局長 殿

入札書記載例

■ 代表者本人が入札するとき

¥マークを
付すこと
(無い場合は無効)

入 札 書									
入札金額	¥	3	4	5	2	0	0	0	
入札物件	〇〇〇〇 一式								
入札保証金	免除								
上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。									
令和〇年〇月〇日									
住所	徳島県徳島市万代町1-1								
氏名	徳島県庁株式会社 役職名 徳島 太郎								
徳島県知事 殿									

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

■ 代理人が入札するとき

¥マークを
付すこと
(無い場合は無効)

入 札 書									
入札金額	¥	3	4	5	2	0	0	0	
入札物件	〇〇〇〇 一式								
入札保証金	免除								
上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。									
令和〇年〇月〇日									
住所	徳島県徳島市万代町1-1								
氏名	徳島県庁株式会社 役職名 徳島 太郎								
代理人	住所	〇〇〇〇〇							
	氏名	阿波 次郎							
徳島県知事 殿									

役職名の記載が無い場合
又は申請時の役職名と
異なる記載の場合は無効
(含個人事業者)

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

住所、会社名、代表者役職・氏名
を記入

「代理人」と記入
(無い場合は無効)

代理人の住所、氏名は、委任状と
じ内容を記載すること。

令和7年 月 日

委 任 状

徳島県東部県土整備局長 殿

委 任 者	住 所	
	商号又は名称	
	代 表 者 名	印

受 任 者	住 所	
	氏 名	印

私は、
を代理人とし、徳島県東部県土整備局が 令和7年11月5日に開札執行する「R7吉土 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬処分業務」の入札に関する一切の権限を委任します。

委任状記載例

令和 〇年 〇月 〇日

委 任 状

所 属 長 殿

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町 1 - 1
徳島県庁株式会社
氏 名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇

- ・住所は代理人の自宅住所を記載
- ・顔写真付きの身分証明書で住所氏名を確認します。
- ・上記会社の社員の場合は、会社住所、会社名(支社・支店名等)を記載することでも可
- ・顔写真付きの社員証等で、記載内容を確認します。

氏 名 阿波 次郎

私は、阿波 次郎を代理人とし徳島県が令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日に執行する『 〇 〇 〇 〇 〇 〇 』の入札に関する一切の権限を委任します。

(案)
委 託 契 約 書

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託業務の目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）委託業務名

R 7 吉土 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬処分業務

（2）委託業務の内容

別記「R 7 吉土 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬処分業務処理要領（以下「要領」という。）」のとおり。

（委託業務の処理）

第2条 乙は、前条第2号に規定する要領に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、要領に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和7年11月6日から令和8年3月26日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額金 円）とする。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の調査等）

第6条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

（委託業務の内容の変更）

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（委託業務の完了報告）

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに甲の指示する様式による委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

（検査等）

第9条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。

2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

（委託料の支払）

第10条 乙は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

（再委託等の禁止）

第11条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（権利義務の譲渡等）

第12条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

（契約解除等）

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

（2）乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

（3）契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

（4）契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。

（5）契約条項に違反したとき。

（6）乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において甲に損害があるときは、契約金額の100分の10に相当する額の賠償を請求することができる。

3 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲から引渡しを受けた特別管理産業廃棄物（容器を含む。以下本項において同じ。）の収集運搬及び処分業務が未だ完了していないときは、乙は、残っている特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処分を自己の負担により実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用負担をもって行わせなければならない。

4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

（損害賠償）

第14条 乙は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（管轄裁判所）

第16条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（疑義等の決定）

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年11月6日

甲 徳島県
徳島県東部県土整備局長 遠藤 守彦 印

乙 ○○県○○市（郡）○○町○○番地
○○○○（事業者（企業）名）
○○○○ ○○ ○○（代表者の役職・氏名）印

R 7 吉土 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬処分業務処理要領

本要領の作成に際しての注意
本要領中 2 から 4 までの各項の記載事項について、記載された書面が、他にあるときは、同書面の添付をもって、本要領への記載に代えることができるものとし、その場合、本要領中の該当箇所には、別紙による旨を記載するものとする。

この契約による低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の収集運搬及び処分については、次により処理するものとする。

1 法令の遵守

この委託業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）その他関係法令を遵守して遂行されなければならない。

なお、具体的な処理の基準については、次の各ガイドラインによる。

- (1) 「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン（令和元年 12 月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）」
- (2) 「低濃度 PCB 廃棄物の処理に関するガイドラインー焼却処理編ー（令和 6 年 10 月改訂、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）」

2 乙の事業範囲

乙の事業範囲は、次のとおりであり、乙は、この事業範囲を証するものとして、認定証又は許可証の写しを添付する。

なお、認定事項又は許可事項のに変更があったときは、乙は、速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の認定証又は許可証の写しを甲に送付するものとする。

(1) 収集運搬に関する事業範囲

特別管理産業廃棄物収集運搬業の認定又は許可	
許可都道府県・政令市（認定大臣）	
許可（認定）の有効期限	
事業の範囲（産業廃棄物の種類等）	
許可（認定）の条件	
許可（認定）番号	

(2) 処分に関する事業範囲

特別管理産業廃棄物処分業の認定又は許可	
許可都道府県・政令市（認定大臣）	
許可（認定）の有効期限	
事業の範囲（産業廃棄物の種類等）	
許可（認定）の条件	
許可（認定）番号	

3 甲の排出事業場

甲の排出事業場は、次のとおりとする。

所在地	徳島県名西郡石井町藍畑東覚円（六条大橋南詰）
-----	------------------------

4 乙の処分場及び最終処分場

乙は、対象廃棄物等を次のとおり処分する。

(1) 処分

事業場の名称	
所在地	
処分の方法	
施設の処理能力	

【排出場所から上記の処分事業場に運搬するまでの間に積替え又は保管を行う場合は、次の記載を加える。】

なお、排出場所から上記の処分事業場に運搬するまでの間に積替え又は保管を行う場合は、次による。

積替え場所の所在地	
保管場所所在地	
保管 保管できる廃棄物の 種類及び保管上限	

(2) 最終処分

事業場の名称	
所在地	
処分の方法	
施設の処理能力	

5 処理を委託する産業廃棄物等の種類、数量等

甲が、乙に処理を委託する産業廃棄物等の種類、数量等は次による。

なお、処分（中間処理）においては、次の廃棄物及び容器を無害化処理することとする。

また、中間処理後に残った金属類その他の有価物は、受託者に帰属するため、処分に係る料金は、予め見込まれる有価物（無害化後の容器）の評価額を差し引いた金額であり、契約締結後において評価額の見直しに伴う契約金額の変更は、行わないこととする。

廃棄物			容器		
廃棄物の種類	品名	重量	種類・規格	個数	総重量
低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物 注）廃棄物の重量は、推定による。	塗膜くず	kg 10,974	ドラム缶 （容積）	本 126	kg 2,898
	使用済み防護服等	kg 3,648	200リットル/本 （重量）		
	計	14,622kg	23kg/本		
廃棄物と容器の総重量			17,520 kg		

- ・ 輸入廃棄物の有無：無
- ・ 廃棄物は、「塗膜くず」と「使用済み防護服等」に分別して、別々のドラム缶に封入している（塗膜くず：62本、使用済み防護服等：64本）。
- ・ 廃棄物は、ビニール袋に入れた状態で容器に収納し、保管している。

6 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の記載事項

甲は、産業廃棄物管理票の記載内容を、5の記載内容その他甲から乙に通知した内容と一致させるものとし、不一致又は記載漏れがあった場合、乙は、甲による修正を確認した上で、当該産業廃棄物等を引き取るものとする。

7 処理量を訂正した場合の委託料の変更について

委託後の計量の結果、5の廃棄物（容器を含まず。以下、本項において同じ。）の重量が、5の重量と異なることを甲乙両者で確認したときは、この契約の変更により委託料の額を改めるものとし、その場合、変更後の委託料の額は、次の計算式により定めるものとする。

（計算式1）「塗膜くず」と「使用済み防護服等」の各処分料金単価が、異なる場合

$$X = (\textcircled{1} - Y + y_1 \times \textcircled{2} \div \textcircled{3} + y_2 \times \textcircled{4} \div \textcircled{5}) (\text{円未満端数四捨五入}) \times \frac{110}{100}$$

消費税及び地方消費税相当額
を加算、円未満端数切捨て

（計算式2）「塗膜くず」と「使用済み防護服等」の各処分料金単価が、同じ場合

$$X = (\textcircled{1} - Y + Y \times \textcircled{6} \div \textcircled{7}) (\text{円未満端数四捨五入}) \times \frac{110}{100}$$

消費税及び地方消費税相当額
を加算、円未満端数切捨て

（記号の定義）

①：この契約書の第4条第1項の委託料の額（税抜き） _____ 円

②：訂正後のPCB廃棄物（塗膜くず）重量（kg、小数点以下切捨て）

③：訂正前のPCB廃棄物（塗膜くず）重量（上記5に記載した重量）

_____ kg

④：訂正後のPCB廃棄物（使用済み防護服等）重量（kg、小数点以下切捨て）

⑤：訂正前のPCB廃棄物（使用済み防護服等）重量（上記5に記載した重量）

_____ kg

⑥：訂正後のPCB廃棄物（容器を含まず）総重量（kg、小数点以下切捨て）

⑦：訂正前のPCB廃棄物（容器を含まず）総重量（上記5に記載した重量）

_____ kg

X：変更後の委託料の額（税込み）

R：応札仕様書に記載した見積金額に占めるPCB廃棄物（容器を含まず）に係る
処理料金総額の割合（%、小数点以下第二位四捨五入） _____ %

r1：応札仕様書に記載した見積金額に占めるPCB廃棄物（塗膜くず）に係る処理
料金の割合（%、小数点以下第二位四捨五入） _____ %

r2：応札仕様書に記載した見積金額に占めるPCB廃棄物（使用済み防護服等）に
係る処理料金の割合（%、小数点以下第二位四捨五入） _____ %

Y：①のうちPCB廃棄物（容器を含まず）に係る処理料金総額として、次の計算式により求められる金額

（計算式）

$$Y = \text{①} \times R \text{（円未満端数四捨五入）} \quad \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$$

y1：①のうちPCB廃棄物（塗膜くず）に係る処理料金として、次の計算式により求められる金額

（計算式）

$$y1 = \text{①} \times r1 \text{（円未満端数四捨五入）} \quad \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$$

y2：①のうちPCB廃棄物（使用済み防護服等）に係る処理料金として、次の計算式により求められる金額

（計算式）

$$y2 = \text{①} \times r2 \text{（円未満端数四捨五入）} \quad \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$$

8 適正な処理のために必要な情報（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の6第1号の規定に基づく通知事項）

5の産業廃棄物等（以下「対象廃棄物等」という。）の適正な処理のために甲から乙に提供する情報は、次のとおりである。

なお、甲は、次の内容以外にも、乙の求めに応じて、適正処理に必要な情報を乙に提供するものとする。

また、対象廃棄物等の性状等の変更があった場合は、甲は、乙に対し速やかに書面をもって変更内容及び程度の情報を通知するものとする。

(1) 対象廃棄物の性状及び荷姿に関する事項	5による
(2) 対象廃棄物のPCB濃度等	試験結果 PCB(含有) 2.4mg/kg 鉛(含有) 70000mg/kg クロム(含有) 4100mg/kg 鉛又はその化合物(溶出) 19mg/ℓ 六価クロム化合物(溶出) 0.01mg未満/ℓ ポリ塩化ビフェニル(溶出) 0.0005mg未満/ℓ
(3) 通常の保管状況の下での腐食、揮発等対象廃棄物の性状の変化に関する事項	なし
(4) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	なし
(5) その他対象廃棄物等を取り扱う際に注意すべき事項	廃棄物は、ビニール袋に入れた状態で容器に収納しているが、袋の口の緩み、破れなどにより、廃棄物の一部が、容器中に付着している可能性があるため、容器の蓋を開けて作業等を行うときは、作業従事者の健康及び周辺環境への影響が生じないように、必要な防護

	措置を講じること。 また、容器は、新しいものを使用しているが、積卸し時の衝撃による損傷など、内容物の漏れにつながる傷が生じていないか、取扱いの各段階で注意すること。
--	--

9 委託業務完了報告における添付書類等について

- (1) この契約書の第8条の規定に基づく委託業務完了報告は、対象廃棄物等の処分（中間処理）の終了をもって行うことができるものとし、乙は、同報告を行うときは、対象廃棄物に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）のD票に必要事項を記載し甲に送付の上、委託業務完了報告書に作業状況写真を添付して提出するものとする。

なお、乙は、当該中間処理廃棄物の最終処分の終了を確認したときは、対象廃棄物に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）のE票に必要事項を記載し甲に送付するものとする。

- (2) (1) の産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、紙によるものとし、その用紙は、乙が用意するものとする。
- (3) (1) の作業状況写真は、原則として電子データではなく、紙によるものとする。